

秋田県告示第22号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 秋田県立体育館
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄4番6
一般財団法人秋田県総合公社
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立向浜運動広場及び秋田県立総合プール
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄4番6
一般財団法人秋田県総合公社
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 秋田県立新屋運動広場
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市御所野地藏田四丁目28番2号
特定非営利活動法人スポーツクラブあきた
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 秋田県立総合射撃場
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄4番6
一般財団法人秋田県総合公社
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 秋田県立田沢湖スポーツセンター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
仙北市田沢湖生保内字下高野73番地2
田沢湖高原リフト株式会社
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで